

ありませう。若し我々が、我々の主張を堅持して、我等が提議に承諾を
 與へられず、ならば我々の主張の實現を期し、直ちに合同に關する、具体的協議に
 入りたいと思ひます。尚我々はこれと同様の提議を貴党の外に全国民衆党
 に提議する、一歩も進歩することを希望しておきます。
 返しては回答は可能を限りながら、急遽に願ひます。
 一九三〇年四月二十六日
 日本民衆党合同特別委員会

三党合同本委員打合せ会

日時 四月二十七日午後三時
 場所 数寄屋福、晴海
 出席者 日本民衆党

全国民衆党
 無産政党中央
 統一協議会

三輪孝壯、浅沼稻次郎、加藤高十、
 山名義鶴、
 山内鉄吉、田万清臣、宮崎龍介、
 鈴木茂三郎、黒田壽雄、中西伊之助、

報告 各党の情勢に關して各党別
 打合せ事項

1. 労農党、社会党に關する事項
2. 第一回協議会を成る可く五月十五、十六日頃開催すること。

(E)

然し、五月十五日の合同運動の過程に於いて、我々が提議に承諾を
 會との間の諒解をとく可きと決定し、廿三日、加藤、浅沼の両公行を機に、同
 方面の聯合会に立寄らむ。

5. 無産党統一協議会代表来訪

五月十五日、無産党統一協議会代表水谷、鈴木両氏来訪。十四日の統一協
 議会の決定事項をもちまして、全同協議会を速やかに開かれたいと思ひ、松本、
 浅沼、山名、接し、十六日、四日、五日の間の正式機関の決定を待つて具体化する事
 を回答し、且懇談をなす。

6. 組合総聯合よりの申込

五月十五日、日本労働組合総聯合より、坂本孝三郎氏の代りに合同特別委員
 会に、皆川、高山、両氏を出席せしむる様申込みありたり。且五月十九日の組合
 総聯合会、関東地方聯合会代表より十八日の大会の決議をもちまして来訪。

決議

一、日本民衆党は今回の合同運動の過程に於いて、我々が地方の事情を全
 く考慮することなく、所謂三党合同を進展せしめようとするが、この間に